

ラオスの建築基準規制 2017年3月時点

<関連文書>

関連する主な公文書は、別掲の表のとおりである。

1. 行政区分/行政主体

1-1. ラオス人民民主共和国 (Lao People Democratic Republic)

- ・面積は 24 万 km² (日本の本州とほぼ同じ)、人口は約 680 万人である。
- ・中央省庁では、公共事業運輸省 Ministry of Public Works and Transport が建築基準規制を所管している。
- ・地方行政は、首都ビエンチャン Vientiane Capital と 17 の県 Province で構成される。その下のレベルとして合計 143 の郡 District が存在する。
- ・首都ビエンチャン及び各県の知事は首相が任命する。知事はその直属の組織として総務的な部局を持っているが、公共事業、農政等の個別分野に関しては直属の組織を持っていない。一方、中央政府の各省庁は、首都ビエンチャン Vientiane Capital と 17 の県 Province のそれぞれに出先機関を設置している。公共事業運輸省が首都ビエンチャンに設置している出先機関はビエンチャン公共事業運輸局である。
- ・首都ビエンチャン及び各県の個別分野の行政は、知事が直属の個別組織を有していないので、中央政府の各省庁の出先機関 (例えば首都ビエンチャンの公共事業に関しては、ビエンチャンに設置された公共事業運輸局) が実施している。その際、当該出先機関は中央省庁の指揮下にありながら、同時に知事の指揮も受けることが特徴である。このことから、首都ビエンチャン及び 17 の県は「地方自治体」というよりは中央集権下の地方組織という性格が強い。

1-2. 首都ビエンチャン (Vientiane Capital)

- ・面積は 3,920km² (日本の埼玉県とほぼ同じ)、人口は約 80 万人である。
- ・首都ビエンチャンは 9 つの郡 District に分割されており、公共事業に関しては、郡 District ごとに公共事業事務所 Office of Public Works and Transport が設置されている。

2. 建築規制制度

<建設許可>

- ・建設法 Construction Law に基づく建設許可と都市計画法 City Planning Law に基づく建設許可があり、それぞれに許可基準が定められている。建設行為 (建築物又は土木施設の建設行為) を対象として、それぞれの法律に「建設許可が必要」と規定されている。ただし、建設許可証の交付にあたっては両法の審査が並行して行われ、ひとつの建設許可証として交付される。
- ・建設許可証を交付する組織は、プロジェクトの規模で異なり、大規模なものは県レベルの公共事業運輸局が審査・交付し、小規模なものは郡レベルの公共事業運輸事務所が審査・交付する。

<違反对策>

- ・違反对策は両法にそれぞれ規定されており、違反内容に応じて該当する法律に基づいた対処がされる。

3. 技術的基準

<集団規定>

- ・都市計画法 City Planning Law に基づき、首都ビエンチャン及び各県が、都市ごとの用途地域図及

び集団規定を定めている（全国で約 100 地域）。その内容は、都市計画基準に関する大臣令 **Ministerial order on City Planning Regulation** を参考にしながら都市ごとにアレンジして定められている。従って、用途地域の種類や集団規定は全国同じではない。

- ・首都ビエンチャンの場合、用途地域図（2002 年策定）と集団規定（2007 年策定）は別添のとおりである。建築物用途、建ぺい率、容積率などの規制が行われている。特徴としては、高さ規制が斜線制限ではなく絶対高さで設定されていること、前面道路からの壁面後退が原則として全ての建築物に設定されていること、などである。

< 単体規定 >

- ・建設法 **Construction Law** に基づき、切土・盛り土を行う際の安全基準などが定められている。しかし、構造、防火、衛生、省エネ、バリアフリーなどを規制する単体規定は定められていない。従って、建築工事に係る建設許可の審査は主に集団規定についてだけ行われる。
- ・公共事業運輸省が作成した単体規定の案（別添）は存在しており、これを改良して建設法に基づく大臣令として公布すれば建設許可のクライテリアとして運用することができる、ただし、公布のスケジュールは現時点で、ない。

4. 参考

JICA が 2013 年 10 月から 2017 年 3 月に実施した技術協力プロジェクト（都市開発管理プロジェクト）により、首都ビエンチャンにおける新しい建築規制制度と建築基準に関し、下記の案を作成した。現在、公布・施行に向けた手続きがラオス政府により進められている。

文書	決定者	内容
建設規制に関する大臣令 Ministerial Order on Construction Management Regulation	公共事業運輸大臣	新しい建設許可制度、違反对策制度などを規定（全国適用）
首都ビエンチャンの都市計画 Vientiane Development Master Plan	首相	新しい用途地域図を含む。 （首都ビエンチャンに適用）
首都ビエンチャンの集団規定 Vientiane City Plan Management Regulation	首都ビエンチャン知事	新しい集団規定。（首都ビエンチャンに適用）